

社会福祉法人秋篠茜会

認知症対応型共同生活介護 サービス利用契約書 (重要事項説明書)

入居者 _____ 様

利用開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

グループホームきたまちテラス(以下、「事業者」という。)は、入居者との間において、次の通り認知症対応型共同生活介護サービス利用契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険関係法令に基づいて、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境の下で可能な限り入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。一方入居者は事業者に対し、そのサービスに対する入居者負担金その他の利用料を支払うものとします。

(契約の期間)

第2条 この契約の有効期間(入所期間)は、契約日より、要介護又は要支援認定有効期間満了日とします。但し契約期間満了日以前に要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護又は要支援認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護又は要支援認定有効期間満了日までとします。

- 2) 上記契約期間満了日の一ヶ月前までに入居者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は自動更新するものとします。
- 3) 入居者から更新の拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

(認知症対応型共同生活介護計画等)

第3条 事業者は、入居者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて「認知症対応型共同生活介護サービス計画」又は「予防認知症対応型共同生活介護サービス計画」(以下、「介護計画」という。)を作成し、これにしたがってサービスを提供します。計画を作成した場合は、入居者に説明及び同意を得て、交付します。

- 2) 事業者は、入居者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかにサービス担当者会議を開催し、介護計画の変更等の対応を検討します。

(入院期間中の取り扱い)

第4条 事業者は、入居者が入居期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から一か月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続きその他必要な便宜を提供するとともに、やむをえない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入居できるようにします。

(サービス内容等の記録)

第5条 事業者は、サービスの提供に関する記録を行い、サービス提供の日から5年間保存します。

- 2) 入居者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(サービス利用料)

第6条 入居者は、事業者に対し、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの入居者負担金および「重要事項説明書」に定める家賃、食費その他の利用料を支払うものとします。

- 2) 事業者は「重要事項説明書」の利用料を改定したときは、入居者に対しその内容を説明し、同意を得ます。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第7条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、重要事項説明書によりサービスの内容及び利用料を説明し、同意を得ます。

(利用料の滞納)

第8条 入居者が、正当な理由なく、利用料を一か月以上滞納した場合、事業者は30日間の期間を定めてその滞納金の支払いを催促します。催促にもかかわらず支払いがなされない場合、事業者は文書によりこの契約を解除することがあります。

- 2) 前項により、事業者がこの契約を解除する場合には、事業者は本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続きに協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。

(連帯保証)

第9条 連帯保証人は事業者に対して、入居者が本契約上負担する一切の責務を、極度額五百万円までの範囲で連帯して保証します。

- 2) 連帯保証人からの請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅延なく、料金支払い状況や滞納金・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

(解約)

第10条 以下の事項に該当する場合には、本契約は即時に解約となります。

- 一) 入居者が他の介護施設に入所した場合。
 - 二) 入居者が死亡した場合。
 - 三) 入居者が、要介護認定において要支援1、自立(非該当)と認定された場合。
- 2) 前項三)の場合、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続きに協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。

(入居者(契約者)からの解約)

第11条 入居者は、契約の期間中いつでも、本契約解約の意思表示をすることにより、当施設を退去することができます。この場合には入居者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

(事業者からの契約解除)

第12条 事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、入居者に対し、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解除することができます。

- 一) 入居者又は関係者が故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はその他著しく常識を逸脱する行為、不信行為をなし、事業者からの申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったと判断したとき文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約します。
- 二) 入居者が医療機関に入院し、一か月以内に退院できる見込みが明らかでない場合。
- 三) 入居者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を1ヶ月以上滞納した場合には、事業者は入居者に対し、30日間の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

(損害賠償責任)

第 13 条 事業者は、サービス提供により入居者に賠償すべき事故が発生した場合は天災事変など不可抗力による場合を除き速やかに誠意を持って賠償を行います。

ただし当該事故の発生につき、入居者側に過失がある場合は、損害賠償を減じることがあります。第 15 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償を免れます。

- 一) 入居者が契約終締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二) 入居者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三) 入居者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四) 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害は発生した場合。

(守秘義務)

第 15 条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、入居者に対するサービスの提供にあたって知り得た入居者又は入居者の家族の秘密を漏らしません。

- 2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た入居者又は入居者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(個人情報の取り扱い)

第16条 入居者等の個人情報については、事業者の定める基本方針及び基本規則に則り適切に取り扱います。また個人情報に関係する法令その他関係法令、及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、個人情報の保護に努めるとともに個人情報の利用目的については、入居者に書面にて交付し又は、公表するものとします。

(苦情対応)

第17条 入居者又は入居者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に、苦情を申し立てることができます。

- 2) 事業者は、入居者又は入居者の家族から苦情の申し出又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 3) 事業者は、入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(虐待の防止に関する事項)

第18条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 二) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - 四) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2) 事業者は、サービス提供中に疑いを含め虐待を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、サービス提供に当たり身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2) 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに入居者及び家族の同意を取り付け、その日時、対応、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由その他必要な事項について記録します。

(事故発生時の対応)

第20条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関並びに入居者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

- 2) 事業者は、万が一の事故発生に備えて、損害賠償責任保険に加入します。

(契約外条項及び協議事項)

第21条 この契約書並びに『重要事項説明書』に定めのない事項及びその解釈については、民法、老人福祉法、介護保険法及び関係法令の定めるところを尊重し、事業者及び入居者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

認知症対応型共同生活介護サービス 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	グループホームきたまちテラス
管理者名	管理者 中平 瑠美
所在地	奈良県奈良市西大寺北町四丁目3-3
事業所連絡先	TEL 0742-51-4010 FAX 0742-51-4011
介護保険事業所番号	第 2990190072 号
指定年月日	2023年 4月 1日
法人種別・名称	社会福祉法人 秋篠茜会
法人代表者	理事長 藤井 俊哉
法人所在地	奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1-2号
法人連絡先	TEL 0742-52-6775 FAX 0742-52-6773

2 当法人の理念及び事業者運営方針

《 秋篠茜会の理念 》

- * すべての児童、すべての高齢者、すべての障害者・児の基本的人権の尊重を何よりも大切にします。
- * 法人及びその事業は、民主的に運営します。
- * 人間尊重の立場に立った保育および介護を実践します。
- * 福祉水準の向上に努め、医療と連携します。
- * 児童福祉および高齢者福祉の地域センター的な役割をはたします

《 事業所の運営方針 》

- * 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護サービスは、介護保険法並びに関係各法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- * 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に作成する認知症対応型共同生活介護計画に沿って入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- * 入居者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- * 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- * 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

3 営業日及び入退所時間

営業日	年中無休
対応時間	9時～17時 ただし緊急時の場合はこの限りではありません。

4 設備の概要

区分	数量 / 規模	備考
利用定員	18名	
居室	個室18室	プライバシーが守られた自分だけの空間です。
居室内設置備品	トイレ	各居室に専用トイレがあります。
	介護用ベッド	
	洗面台	車椅子での利用ができます。
	カーテン	
空調設備		各居室で温度設定可能です。
ユニット数	2ユニット	1ユニット9名
食堂	2ヶ所	1ユニットに1ヶ所の食堂があります。
浴室	2ヶ所	各ユニットそれぞれにあります。
事務室	1ヶ所	2階にあります。
駐車場	2.3台停車可能	近隣にあります。

5 職員の配置状況

職種	資格	人数	業務内容
管理者	施設長	1名（兼務）	施設の管理運営
計画作成担当者	介護支援専門員	1名（兼務）	計画作成責任者
介護従事者	介護福祉士等	6名以上	介護業務

6 通常のサービス提供実施地域

サービス実施地域	奈良市
----------	-----

7 生活保護指定の有無

生活保護指定有り	生活保護を受給されている方のご利用が可能です。 利用料金については、家賃 38,000 円、水光熱費 1 日 500 円一か月 (31 日) 15,500 円、食費 1 日 1,800 円一か月 (31 日) 55,800 円となります。
----------	--

8 事故発生時及び緊急時の対応 協力医療機関等

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせ等に基づき、家族、主治医、救急医療機関等へ連絡いたします。

注1) 緊急時に備えて、必ず連絡の取れる連絡先を入居時お知らせ下さい。

注2) 当事業所は、ご家族様に代わり介護をさせて頂く生活施設となっており、医療機関ではありませんので、治療を行う医療行為はできません。

注3) 急な体調の変化など緊急の場合、当施設の協力病院で受診して頂くこともあります。その場合、必ずご家族様付添いをお願いします。受診後「入院が必要」と判断された場合は、一定期間退院の見込みが立たない場合は当施設を退去して頂くこととなりますのでご了承下さい。

注4) 協力医療機関で対応出来ない場合は救急車搬送先の病院となりますので、ご了承下さい。

協力医療機関	連絡先	備考
吉田病院	0742-45-4601	協力医療機関での受診を、優先するものではありません。 また、協力医療機関での受診を強要するものではありません。
ならやま診療所	0742-71-1000	求めに応じて医師の診察を受けることができます。
きたまちクリニック	0742-48-8255	必要に応じて医師の診察を受けることができます。

9 非常災害対策

- ・災害時の対応：連絡網により可能な限り職員を招集します。
ご家族に速やかにご連絡致します。
地域住民の方々とも協力できるよう連携に努めます。
- ・防災設備：全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備などが備わっております。
また、施設内各所に消火器を備え付けております。
- ・防災訓練：年2回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施致します。
- ・防災責任者：介護職員（防火管理者）

10 利用時の危険性（リスク）、高齢者の特徴に関して

グループホームきたまちテラスでは入居者の方が快適なご利用や入居生活を送ることができるよう、安全な環境づくりに努めておりますが、入居者のお身体の状況やご病気に伴う様々な症状が原因により、以下の危険性が伴います。

またこれらのことはご自宅でも起こりうることでありますので、十分にご理解くださいますようお願い致します。なお、わからないことやわかりづらいことがあれば、ご遠慮なくお尋ねください。

1. 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落などによる骨折・外傷、頭蓋内損傷などの恐れがあります。
2. 共同生活住居は原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があり
ます。
3. 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
4. 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
5. 加齢や認知症の進行により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の
危険性が高い状態にあります。
6. 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
7. 本人のお身体や精神状態が急に悪化した場合など、当事業所・施設の判断で緊急に病院へ
搬送又は受診を行うことがあります。

1 1 苦情・相談の受付窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。また、当事業所では
苦情解決のため、弁護士、当法人評議員、当法人監事、地域関係者、学識経験者で構成される
第三者委員を選任し、苦情解決の申出等ができるよう措置を講じております。

相談窓口の案内	電話番号	0 7 4 2 - 5 1 - 4 0 1 0
	Fax 番号	0 7 4 2 - 5 1 - 4 0 1 1
	受付時間	(月)～(金) 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
	窓口担当職員	主任又は介護支援専門員
	責任者	施設管理者

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村相談窓口	担当課	奈良市介護福祉課
	電話番号	0 7 4 2 - 3 4 - 5 4 2 2
国民健康保険団体連合会	電話番号	0 7 4 2 - 2 1 - 6 8 1 1
	Fax 番号	0 7 4 2 - 2 1 - 6 8 2 2
	フリーダイヤル	0 1 2 0 - 2 1 - 6 8 9 9

1 2 利用料について

認知症対応型共同生活介護利用料金表 介護保険給付サービス利用料

◆◇ 下記の利用料金は、6級地加算（1単位=10.27円）で計算しています。 ◇◆

◆◇ 実際の料金は端数処理を行う為下記の利用料金の合計と異なる場合があります。 ◇◆

◆◇ 生活保護受給の方は介護券により自己負担の一部又は全額が公費で支給されます。◇◆

★ 基本介護費

要介護区分	1日あたりの単位数	1か月あたりの料金 (1割・31日)	1か月あたりの料金 (2割・31日)	1か月あたりの料金 (3割・31日)
要支援 2	752 単位	23.941 円	47.882 円	71.824 円
要介護 1	753 単位	23.973 円	47.947 円	71.199 円
要介護 2	788 単位	25.876 円	50.175 円	75.262 円
要介護 3	812 単位	25.851 円	51.703 円	77.554 円
要介護 4	828 単位	26.361 円	52.722 円	79.083 円
要介護 5	845 単位	26.902 円	53.805 円	80.706 円

★ 各種加算

加算名	自己負担	2割以上	備考
初期加算	1日 30 単位	左記に負担割合を乗じた金額になります	入居日から 30 日間
医療連携体制加算 I	1日 57 単位		看護師一名以上の配置
科学的介護推進体制加算	月 40 単位		栄養・口腔・認知症症状など 基本情報を厚労省へ提出
入院時費用	1日 246 単位×入院日数		入院から 6 日目まで
サービス提供体制強化加算	1日 22 単位		介護福祉士の配置
退去時情報提供加算	一人一回 250 単位		退去時医師等へ情報提供
看取り介護加算 1(死亡日以前 31日から 45 日以下)	1日 72 単位 (最大 15 日)		看取り介護が開始になる際 再度ご説明します。
看取り加算 2(死亡日以前 4 日 以上 30 日以下)	144 単位 (最大 27 日)		
看取り加算 3(死亡日以前 2 日 又は 3 日)	680 単位 (最大 3 日、 又は 3 日)		
看取り加算 4 (死亡日)	1280 単位		
退去時相談援助加算	400/回		一人につき 1 回まで

若年性認知症受入加算	1日120単位	65歳以下の方
介護職員処遇改善加算	基本介護費+加算の合計額に22.8%を乗じた単位数	

介護保険給付外サービス利用料

家賃	入退去時は日割りで算定します 1日 2,200円	一か月 66,000円
食費	1日あたり1,800円	一か月(31日) 55,800円
水光熱費	1日あたり 800円	一か月(31日) 24,800円
理美容サービス	出張による理容サービスです。	カット 1,800円 ※ 業者への支払となります。
レクリエーションや特別な行事費用	クラブ活動など特別な行事等に参加される場合の費用(希望者の方のみ)	クラブ活動 実費 その他行事 実費
日用品費	ご家族で準備をお願いしますが急に必要になった場合や足りない場合はお出しします。	以下、一覧表あり
嗜好・補助食材に係る費用	お好きな飲み物を持ち込んでもらっても構いません。	コーヒー 100円 紅茶 100円 牛乳 100円
日常生活費	診察代・薬代・オムツ代・消耗品など	実費となります。

商品名	数量	金額(税抜)
ライフリー リハビリパンツレギュラーS	1パック28枚入り	1,400円
ライフリー うす型快適パンツレギュラーM	1パック28枚入り	1,500円
ライフリー うす型快適パンツレギュラーL	1パック26枚入り	1,500円
ライフリー かんたん装着パッドレギュラー	1パック54枚入り	900円
ライフリー のびーるフィットテープ止めM	1パック25枚入り	1,800円
ライフリー 一晩安心さらさら SkiCan エクストラ	1パック36枚入り	2,600円
ライフリー 尿とりパッドなしでも長時間安心リハパンM	1パック16枚入り	2,000円
ライフリー リハビリパンツスーパーS	1パック22枚入り	1,700円
ライフリー リハビリパンツスーパーM	1パック20枚入り	1,700円

ライフリー リハビリパンツスーパーL	1パック 18枚入り	1,700円
LF ズレずに安心紙パンツ専用尿とりパッド 8回分	1パック 16枚入り	1,400円
ライフリー 外モレ安心サラサラパッド	1パック 48枚入り	1,400円
リフレ やわらかぬれタオル	1パック 100枚入り	400円
トイレットペーパー	1ロール 100m	60円
ティッシュペーパー	1パック 5個入り	400円
ハブラシ	1本	100円
エチケットライオン 歯磨き粉	1本 40g	100円
入れ歯洗浄剤 120錠	1箱 120錠入り	500円
サナスロート(とろみ剤)	2kg	5,800円

1.3 利用料金のお支払い方法

月の利用料は、利用月の翌月末までに口座自動引き落とし又は事業者指定口座へ振り込みのいずれかでお支払い下さい。他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。

1.4 グループホーム(認知症対応型生活介護)の内容

要支援 2 及び要介護認定者をお持ちで認知症の診断がある方が対象です。認知症があっても住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、家庭的な環境の下で持っている能力を十分に発揮し自立した日常生活を営むことができます。

《健康チェック》

- 血圧測定・体温測定：1日1回測定。その他体調不良時や希望時に測定します。
- 日常生活介護：お一人おひとりの状態やご希望に配慮した介護を実践します。
- 排泄介助：プライバシーに配慮し排泄パターンの把握に努めます。
- 入浴介助：家庭的な一般浴槽になります。体調不良等で入浴できない場合は、清拭等に替えさせていただきます。入浴は1週間のうち少なくとも2回です。
- 食事介助：刻み食等、お一人おひとりにあった食事形態をご用意します。使い慣れた箸、スプーン、フォーク等の食器がありましたらお持ち下さい。
- 移動介助：入居中は施設の車イス、歩行器などをご使用になることもできます。

《日常生活訓練・レクリエーション》

- 手芸、習字、運動療法、囲碁、音楽療法、園芸、散歩 等

《その他自立への支援》

- 寝たきり防止のため、出来る限り離床に努めます。
- 生活のリズムを考え、毎朝着替え、体力作りに努めます。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《洗濯サービス》

- こちらで洗濯をしますがドライクリーニングなどは対応できません。
- 洗濯の影響を受けやすいデリケートな衣類の持ち込みはご遠慮ください。

《面会時間について》

- 事前にご連絡頂き、面会は午前9時～午後6時までとさせていただきます。
- 駐車場は近隣にありますのでご利用ください。

《生活について》

- 7：00 起床…生活リズムを整えることは大事ですがご本人のスタイルを重視します。
- 8：00～ 朝食…起きて来られた順にご本人のタイミングで召し上がって頂きます。
- 10：00 お茶の時間…お好きなお飲み物を持ち込んでもらっても結構です。
- 10：30～ 入浴 散歩…ご本人の希望やタイミングに合わせて実施します。
- 12：00～ 昼食…配膳などできる方にはお手伝い頂き役割を持って過ごしてもらいます。
- 13：30～ 入浴…午前中同様です。入浴は少なくとも週2回実施します。
- 14：30 ラジオ体操 散策…体調やご気分に合わせて体を動かす機会を持ちます。
- 15：00～ お茶の時間…水分補給を促します。使い慣れた食器を持参頂いても結構です。
- 16：00 歓談 レクリエーション…会話は一番の認知症予防です。強制はしませんがみなさんと一緒に楽しいひとときを過ごして頂きます。
- 18：00～ 夕食…みなさん揃ってお食事します。
- 20：00 入浴…寝る前に入浴したいと希望があればお応えします。
- 21：00 各自消灯…各ユニット1名ずつ職員が配置されています。

15 持ち物について

	物品等	備考
貴重品関係	(1) 介護保険被保険者証	注(1) 入居時、更新時は必ずご持参下さい。
	(2) 負担割合証	注(2) 入居時、更新時は必ずご持参下さい。
	(3) 医療保険被保険者証	注(3) 医療機関を受診する際に必要となります。
	(4) 医療減額証(該当される方)	注(4) 医療機関を受診する際に必要となります。

衣 類	(1) 普段着 3.4 組 (2) 下着 3.4 組 (3) 靴下 3.4 足 (4) 寝間着 2.3 組 (5) 季節にあわせて羽織れる衣類	注1) 衣類については一般的に洗濯が可能なものをお願いします。 注2) ドライクリーニング等是对応していません。 注3) 衣類にはお名前のご記入をお願いします。 注4) 衣替えの時季には衣類の交換をお願いします
洗面用具	(1) フェイスタオル 4.5 枚 (2) ハスタオル 3.4 枚 (3) 歯ブラシ／歯磨き粉 (4) 歯磨き用コップ (5) 入れ歯ケース	注1)こちらで準備ができない消耗品に限り、ご家族でご準備をお願いします。
定期薬 医薬備品	(1) 内服薬 (2) 軟膏 (3) 目薬 (4) 浣腸 (5) お薬内容の説明書 (6) ガーゼ等医薬備品等	注1)入居時、以前から処方されているものがありましたらご持参下さい。 注2)往診(内科・精神科)以外の他科受診が必要な際はご家族の付き添いをご協力下さい。
移動手段等	(1) 上履き / 下履き (2) 杖／歩行器／車椅子	注1) スリッパは、転倒の原因となりますので避けてください。 注2) 車椅子等は当施設でもございますが、使い慣れている物があれば持参下さい。
その他	(1) おやつ(必要な方のみ) (2) 雑誌／趣味	注1) 趣味などあればお持ち頂いて結構です。 注2) <u>生もの等食中毒の恐れがあるものは、ご遠慮下さい。</u>

<お名前の書き方>

- すべての持ち物に、フルネームでご記名下さい。
- 洗濯しても消えないようにして下さい。
- 無記名や名前が消えかかっている場合、こちらで記名させていただきます。

記入例) 秋篠 あかね アキシノ アカネ 等

運営にあたっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。また、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という。)を設置し、活動状況の報告や運営推進会議の評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 7 重度化した場合における対応および看取りに関する指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) グループホームきたまちテラスの入居者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関または看護師の対応により、速やかに適切な処置を行います。また、協力医療機関による往診と、看護師による経過観察等の看護対応を継続的に行うことにより、入居者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。

(2) 入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置が必要とされる状態になった時には、速やかに家族に連絡を行います。また、協力医療機関の医師により可能と判断された場合においては、グループホームに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護師の対応により、医療処置を行います。ただし、協力医療機関の医師によりグループホームに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、入居者、代理人等が医療機関への入院を希望する場合には、医療機関への入院を調整します。

(3) 医療連携体制の整備に関する介護報酬の加算

状態区分介護報酬自己負担額 要介護 1～5 39 単位/日

2. 入院期間中における居住費および食費等の取り扱い

入院期間中の家賃については定額請求とし、水道光熱費は在所期間の日数分を日割り請求。食費は、提供分の請求とします。

(1) 看取りに関する考え方

- ① 看取り介護とは、慢性疾患や老化が進行し心身が衰弱し終末期の状態にある方に対して、その身体的・精神的苦痛をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、可能な範囲において本人なりに納得し、安心して生活を継続することを目的として援助することであり、本人の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれをおこなうことです。
- ② ご入居者が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断された場合に、医師・看護師の協力のもと、以下に掲げる援助方法に則り可能な限り介護の対応を行います。
- ③ 病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、家族等が入居者本人の症状を見て、病院へ

の搬送等を希望された場合には、速やかに搬送します。

- ④ 協力医療機関の医師によりグループホームに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合は、速やかに医療機関への入院を調整します。

(2) ターミナル期の援助方法

- ① 入居者が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
- ② 食欲不振の場合は、ご入居者の嗜好に合わせた食事を提供します。
- ③ 経口摂取(水分・食事)が出来なくなった場合は、無理な介助はせず、可能な限り入居者の希望に沿う介助を行います。
- ④ 身体的苦痛に対しては、マッサージや体位変換等、適切に対応します。
- ⑤ 精神的苦痛に対しては、手を握る・身体を摩る、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛けによるコミュニケーション等、適切に対応します。
- ⑥ 入居者の負担を軽減する為に、プライバシーを配慮した上で、可能な限り複数にて、清拭・更衣・排泄介助を行います。
- ⑦ 介護スタッフによる頻回な訪室を心掛けます。

(3) 家族との連携

ターミナル期の入居者への対応を行うにあたり必要な、家族等の信頼及び協力関係を図る為、連絡体制を密にし、相互に協力してご入居者が可能な限り満足できるような介護に努めます。

社会福祉法人秋篠茜会

指定認知症対応型共同生活介護サービス利用契約書の第16条に規定する個人情報の利用目的については、下記の通りです。

社会福祉法人秋篠茜会 グループホームきたまちテラス

個人情報の利用目的

社会福祉法人 秋篠茜会では、個人情報保護法及び入居者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、あらかじめ入居者の個人情報の「利用目的」を明示します。

【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が入居者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退居等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告

- ・ 当該入居者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等第三者への情報提供を伴う利用目的
- ① 施設が入居者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 入居者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
- ① 施設管理運營業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
- ① 施設の管理運營業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ・ 当法人事業所において行われる学生の実習への協力

上記の利用目的及び第三者提供について、利用停止・留保のお申し出がない場合は、同意頂いたものとさせていただきます。

また、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ入居者本人の同意を得るものとします。

1 7 第三者評価の実施状況

- | | |
|--------------|----|
| (1)実施の有無 | 無し |
| (2)直近の年月日 | — |
| (3)評価機関の名称 | — |
| (4)評価結果の開示状況 | — |

以上の通り、説明を受け、同意のもと契約が成立したので、その証として本書2通を作成のうえ、入居者及び事業者は署名または記名捺印し、入居者及び事業者がそれぞれ1通を保有します。

契約日 年 月 日

事業者より重要事項説明を受け、その内容に同意したので、本契約を締結致します。

契約者(入居者)

住所

氏名

印

契約代理人

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

入居者に重要事項説明を行いその内容に同意が得られたので、本契約を締結致します。

事業者

施設住所

奈良市西大寺北町四丁目 3-3

施設名

グループホームきたまちテラス

法人名

社会福祉法人秋篠茜会

理事長

藤井 俊哉

印